

金融商品・サービスの提供、 IT技術の進展等による金融機関の 責任範囲を巡る諸問題

2017年3月

金 融 法 務 研 究 会

は し が き

本報告書は、金融法務研究会第2分科会における平成26年度の研究の内容を取りまとめたものである。

金融法務研究会は、平成2年10月の発足以来、最初のテーマとして、各国の銀行取引約款の検討を取りあげ、その成果を平成8年2月に「各国銀行取引約款の検討—そのⅠ・各種約款の内容と解説」として、また平成11年3月に、「各国銀行取引約款の比較—各国銀行取引約款の検討 そのⅡ」として発表した。平成11年1月以降は、金融法務研究会を第1分科会と第2分科会とに分けて研究を続けている。

第2分科会で取りあげたテーマは、巻末の報告書一覧のとおりであるが、平成26年度は「金融商品・サービスの提供、IT技術の進展等による金融機関の責任範囲を巡る諸問題」をテーマとして取りあげ、その研究成果を本報告書に取りまとめた。

本報告書においては、第1章で「個人向けのインターネット・バンキング・サービスにおける不正送金に係る金融機関の責任範囲—ソフトローおよび裁判事例を踏まえて」（沖野眞巳担当）、第2章で「欧米におけるインターネット・バンキングの無権限取引に関する金融機関の責任範囲」（加毛明担当）、第3章で「金融商品の取引における金融機関の説明義務—最近の裁判例を素材にして—」（山田誠一担当）、第4章で「日証協ガイドラインを踏まえた高齢者に対する投資商品販売と適合性の原則」（山下純司担当）、第5章で「消費者裁判手続特例法による金融実務への影響～手続法の観点から～」（松下淳一担当）、第6章で「消費者裁判手続特例法の共通義務確認の訴えの対象」（中田裕康担当）を取りあげている。

このうち第1章においては、個人向けのインターネット・バンキング・サービスにおける不正送金・不正払戻の場合の金融機関の責任範囲について、いわゆるソフトローおよび裁判事例を踏まえたうえで考察する。第2章においては、インターネット・バンキングの無権限取引に関する金融機関の責任範囲について、アメリカ法およびドイツ法の立法ならびに議論状況を紹介する。第3章においては、変額保険取引に関する判例および金利スワップ取引に関する判例を取りあげながら、金融商品の取引における金融機関の説明義務等の問題を検討する。第4章においては、高齢者に対する投資商品の販売について、日本証券業協会の「高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン」の内容を、適合性原則等の違法勧誘の判断基準との関係も踏まえ、考察する。第5章においては、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「消費者裁判手続特例法」という。）の手続を概観したうえで、手続法の観点から事業者側の留意点を検討する。第6章においては、消費者裁判手続特例法第3条所定の「共通義務確認の訴え」の対象範囲について検討する。

本報告書が銀行実務家をはじめ、各方面の方々のお役に立つことができれば幸いである。

なお、本研究会には、銀行の法務分野から実務を担当する方にオブザーバーとしてご参加いただいている。また、事務局を全国銀行協会業務部をお願いしている。

最後に、同分科会においては、平成28年度には「民法（債権関係）改正に伴う金融実務における法的課題（その2）」をテーマとして取りあげ、研究を続けている。

平成29年3月
金融法務研究会座長
岩原 紳 作

目 次

第1章 個人向けのインターネット・バンキング・サービスにおける不正送金に係る金融機関の責任範囲—ソフトローおよび裁判事例を踏まえて (沖野眞已)	1
1 はじめに	1
2 インターネット・バンキング・サービスにおける無権限者による不正な送金の現状	2
(1) 警察庁統計	3
(2) 金融庁統計	3
(3) 全銀協アンケート調査	4
(4) 補償状況	4
(5) フォローアップ——平成26年以降の状況	4
3 自主ルール——全国銀行協会申し合わせ	7
(1) 個人顧客に関する全銀協申し合わせ	7
(2) インターネット・バンキング利用規定	8
(3) 法人顧客に関する全銀協申し合わせ	14
4 裁判例	17
(1) 大阪地判平成19年4月12日金融法務事情1807号42頁	17
(2) 東京高判平成18年7月13日金融法務事情1785号45頁、東京地判平成18年2月13日金融法務事情1785号49頁	22
(3) ATMを用いた無権限払戻しについての最高裁判決	25
5 若干の検討	28
(1) 問題の性格	28
(2) 双方無責の場合の負担を金融機関負担とすることの相当性	29
(3) 預金者の一定額の当然負担について	30
(4) 「過失」、「重過失」について	32
(5) 預金者の「過失」判断について	37
(6) 個人と法人	38
(7) その他	39

第2章 欧米におけるインターネット・バンキングの無権限取引に関する	
金融機関の責任範囲（加毛 明）	40
1. はじめに	40
2. アメリカ法.....	41
2. 1. 電子資金移動法.....	41
(1) 総説.....	41
(2) 合衆国法律集（United States Code）1693g 条（電子資金移動法 909 条）.....	41
(3) レギュレーション E 205.6 条.....	44
(4) 消費者の責任の成立要件.....	46
(5) 消費者の責任の範囲	46
2. 2. UCC 第 4A 編.....	50
(1) 総説——セキュリティ手続.....	50
(2) 無権限の支払指図に関する顧客の責任.....	51
(3) 顧客の責任の免除	54
(4) 受信銀行の責任範囲	55
3. ドイツ法	57
3. 1. 総説.....	57
(1) 検討対象	57
(2) 決済サービス指令	58
(3) ドイツ民法.....	58
3. 2. 無権限決済取引に関する決済サービス業者の責任.....	59
(1) 決済サービス指令	59
(2) ドイツ民法.....	60
(3) 第 2 次決済サービス指令及びドイツ民法改正法案.....	61
3. 3. 無権限決済取引に関する支払人の責任.....	65
(1) 決済サービス指令	65
(2) ドイツ民法.....	67
(3) 第 2 次決済サービス指令及びドイツ民法改正法案.....	78
3. 4. 決済取引の認証などに関する証明.....	82
(1) 決済サービス指令	82
(2) ドイツ民法.....	83
(3) 第 2 次決済サービス指令及びドイツ民法改正法案.....	84

第3章 金融商品の取引における金融機関の説明義務—最近の裁判例を素材にして— (山田誠一)	87
1 はじめに	87
2 基本となる最高裁判決	89
(1) 変額保険についての最高裁判決—説明義務違反および断定的判断の提供	89
(2) オプション取引についての最高裁判決—適合性原則違反	93
3 最近注目を集めた判決	96
(1) 金利スワップ取引についての最高裁判決	96
(2) 毎月分配型投資信託についての東京高裁判決	99
4 結びに代えて	104
第4章 日証協ガイドラインを踏まえた高齢者に対する投資商品販売と適合性の原則 (山下純司)	105
1 はじめに	105
2 高齢顧客への勧誘による販売に係る日証協ガイドライン	106
(1) 経緯	106
(2) 日証協ガイドラインの内容	107
(3) 法的な位置づけ	109
3 適合性の原則その他	109
(1) 法令の適合性原則	110
(2) 判例法上の適合性原則	111
(3) 概念的な整理	111
4 適合性原則と競合する責任原因	113
(1) 虚偽説明	113
(2) 過当取引 (無意味な反復売買)	113
(3) 新規委託者保護義務	114
5 高齢者に対する投資商品販売についての考察	115
(1) 適合性原則と他の原則の関係	115
(2) 日証協ガイドラインの特徴	116
(3) ガイドラインの注意点	117

第5章 消費者裁判手続特例法による金融実務への影響	
～手続法の観点から～（松下淳一）	119
1 はじめに	119
2 立法の背景	119
3 手続の概要	120
(1) 目的（1条）	120
(2) 被害回復裁判手続（2条9号）	120
4 共通義務確認訴訟	122
(1) 当事者	122
(2) 対象となる請求	123
(3) 管轄・複数提訴の調整	123
(4) 審判対象（訴訟物）	125
(5) 確定判決の効力の人的範囲	125
(6) 訴訟上の和解	126
5 簡易確定手続の概要	127
6 事業者の留意点－共通義務確認訴訟における和解	128
第6章 消費者裁判手続特例法の共通義務確認の訴えの対象（中田裕康）	130
1 はじめに	130
2 共通義務確認の訴えの意義と検討課題	130
(1) 消費者裁判手続特例法の制度の概要	130
(2) 共通義務確認の訴えの対象	132
3 共通義務確認の訴えにおける範囲画定の諸観点	137
(1) 範囲画定の方法と性質	137
(2) 積極的要件による範囲画定	138
(3) 消極的要件による範囲画定	141
(4) 消費者裁判手続特例法における範囲画定と将来の見通し	142
（参考）金融法務研究会第2分科会の開催および検討事項	144